

日本人間工学会関西支部顧問細則

(顧問の資格)

第1条 顧問は原則として下記条件を満たす者の中から選定する。

1. 日本人間工学会関西支部支部長としての就任経験があること
2. 日本人間工学会関西支部大会長としての就任経験があること
3. 日本人間工学会関西支部評議員の就任期間が通算10年以上あること
4. 人間工学分野に造詣が深く、人間工学関連機関の栄誉職就任経験があること

(顧問の権利)

第2条 顧問は本会の加入状況に関わらず、永続的に本支部顧問としての権利を得る。ただし、顧問本人がこれを辞退する場合は、その限りではない。

制定 2019年3月23日